名古屋市告示第560号

名古屋市泰明町土地区画整理事業の事業計画の変更認可

土地区画整理法(昭和29年法律第 119号)第10条第 1項の規定により、次の 土地区画整理事業の事業計画の変更について認可しました。

令和 7年11月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 土地区画整理事業の名称
 名古屋市泰明町土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地名古屋市中区金山四丁目 2番10号(主たる事務所)名古屋市中区三の丸三丁目 1番 2号
- 3 施行認可の年月日令和 3年 4月 9日
- 4 変更認可の年月日令和 7年11月19日